

令和7年 9月 9日 (火曜日)

○議事日程 (第1号)

令和7年9月9日 (火) 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問 (別紙のとおり)

日程第 6 特別委員会調査報告 東庄町議会改革に関する調査研究について
(議会改革特別委員会委員長) (別冊)

日程第 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 8 発議第 3号 東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて (別冊)

日程第 9 発議第 4号 東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて (別冊)

日程第 10 同意第 13号 教育委員会委員の任命について

日程第 11 議案第 36号 東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例を制定することについて

日程第 12 議案第 37号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 13 議案第 38号 職員の育児休業等に関する条例及び東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 14 議案第 39号 東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第 15 議案第 40号 令和7年度東庄町一般会計補正予算 (第3号)

日程第 16 議案第 41号 令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

日程第 17 議案第 42号 令和7年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

日程第 18 議案第 43 号 令和 7 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 議案第 44 号 令和 7 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 議案第 45 号 令和 7 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 21 報告第 3 号 債権放棄の報告について

日程第 22 認定第 1 号 令和 6 年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 23 認定第 2 号 令和 6 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 24 認定第 3 号 令和 6 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 25 認定第 4 号 令和 6 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 26 認定第 5 号 令和 6 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 27 認定第 6 号 令和 6 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 28 認定第 7 号 令和 6 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第 29 認定第 8 号 令和 6 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第 30 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番 海 宝 和 宏 君
2番 渡 邊 幸 江 君
3番 前 田 君 江 君
4番 岩 井 弘 晃 君
5番 越 川 良 男 君
6番 柳 堀 忠 君

7番 桜井 荘一君
8番 宮澤 健君
9番 大網 正敏君
10番 佐久間 義房君
11番 高木 武男君
12番 鈴木 正昭君
13番 山崎 ひろみ君
14番 板寺 正範君

○欠席議員

なし

○出席説明員（12名）

町長 岩田 利雄君
副町長 向後 喜一朗君
監査委員 平山 茂君
総務課長 香取 康成君
まちづくり課長 堀江 弘之君
健康福祉課長 高木 多恵子君
会計管理者 堀江 香澄君
病院事務長 渡辺 佳則君
農業委員会事務局長 竹田 寿幸君
教育長 石橋 宏克君
教育課長 郡伸明君
生涯学習担当課長 前田 泰孝君

○出席事務局員（3名）

事務局長 布施 光規
次長 向後 順子
主任監査官 白石 直人

(午前10時00分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和7年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 大網正敏君、6番 柳堀忠君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10番（佐久間義房君）

おはようございます。令和7年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る9月2日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、議員発議2件、町長提案20件、その他2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月19日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は3人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、特別委員会調査報告を行い、続いて議案の審議に入る前に選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。次に、発議第3号及び発議第4号を上程し、質疑・採決を行います。次に、同意第13号を上程し、採決を行い、続いて、議案第36号から議案第45号を順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第3号の報告を受けた後、延会とします。

第2日目の10日には、認定第1号から認定第8号までの令和6年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続

いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託して、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の11日から18日までを休会としまして、この間、11日、12日、16日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日、19日には、時間を午後2時30分に繰り下げる本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会後、全員協議会を開催して、行政執行上の報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月19日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月19日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、町長、岩田利雄君から町民課長が所用のため本日の9月9日及び明日の9月10日、会議を欠席したい旨の届出がありました。これを許可しましたので、ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和7年5月31日から8月29日までの行政報告について主なもの
を申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1ページ目、庶務関係で、7月18日に表彰条例による表彰を行いました。今回は善行表彰で1団体を、そして長寿褒章で1名を表彰させていただきました。

次に、7月31日に第2回行政協力員まちづくり会議を開催いたしました。町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、1ページ目、中段の防災関係でございますけれども、新規採用職員等を対象に避難所開設・運営訓練を、また、全職員及び町内全区長を対象に地震発生を想定した情報伝達訓練を行いました。災害が起こった際に早急、的確な対応が出来るよう、今後も継続して防災体制の構築に努めてまいります。

次に、1ページ目、下段の選挙関係でございますけれども、7月20日に第27回参議院議員通常選挙が執行されました。当日有権者数は1万742人で、投票者数は5,707人、投票率は53.13%でございました。

次に、2ページ目、下段のDX推進関係でございますけれども、町民を対象としたスマート教室を3回開催し、25名の方々が参加をされました。今後も、特に高齢者の方々に様々なDX技術を活用していただけるよう支援していきたいと考えております。

続いて、町民課の関係でございますけれども、3ページ目中段から、4ページ目下段までの賦課徴収関係では、記載のとおり各種納税通知書、督促状の発送をしております。また、滞納処分として財産差押を実施しております。町税は、町の財源の根幹をなすものでありますので、今後も町の財源確保のため徴収率の向上に努めてまいります。

次に、戸籍住民票関係でございますが、6ページ目、中段の個人番号カード関係でございますけれども、期間中のカード交付件数は355件でした。現在も継続的に休日交付を実施するなど、申請補助を行っております。

続いて、9ページ目、健康福祉課の関係でございますが、子育て支援関係で、1

0ページ目、上段の児童手当や子育て応援祝金、妊婦支援給付金をそれぞれ記載のとおり支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援策の充実を図ってまいります。

次に、11ページ目、下段からの介護保険関係では、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、13ページ目、中段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等14件の工事と、14ページ目、上段からの測量業務委託等5件の委託業務を契約しております。

また、14ページ目、中段からの公園関係では、公園新設工事等2件の工事と公園等維持管理業務委託等3件の委託業務を契約しております。

次に、15ページ目、上段の農林水産関係では、水稻病害虫一斉防除事業として、ドローンでの農薬散布を4日間、延べ912ヘクタールを実施いたしました。

次に、16ページ目、下段の商工・観光関係では、東庄ポーク＆ビア夏祭り2025が開催され、3日間でおよそ1万7,000人の方々が来場されました。

次に、17ページ目、上段の水道関係でございますけれども、水道事業重要配水管更新第10号工事等4件の工事を契約しております。

最後に、19ページ目、上段の東庄病院の関係でございますけれども、一日当たりの平均患者数は、一般病棟入院患者数が約15人、介護医療院入所者数が約38人、外来患者数が約99人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。
議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。お手元の資料20ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係でございます。6月から8月にかけて臨時会を1回、定期教育委員会を3回開催しました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、地域部活動検討委員会、長期欠

席児童生徒対策委員会、学校運営協議会、通学路安全推進会議などをそれぞれ行いました。

次に、契約関係です。東庄中学校屋内運動場改修工事設計業務委託など2件の業務を行っております。詳細は資料のとおりでございます。

続いて、生涯学習関係に移ります。

初めに、生涯学習事業ですが、青少年相談員環境美化活動、文化のつどいなど6件のイベントや研修等を行っております。

社会体育事業としましては、スポーツ少年団交流会をはじめ6件のスポーツ関係のイベントや会議等を行いました。

公民館事業としましては、放課後子ども教室や講座等を資料のとおり行っております。

続いて、契約関係でございます。旧橋小学校職員室空調設備更新工事など2件の契約を行いました。

図書館関係については資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。契約関係としましては、東庄町学校給食センター空調設備フィルター交換業務委託の契約を行いました。

また、諸会議としまして、第1回東庄町学校給食センター運営委員会などの会議を行いました。

以上で教育委員会行政報告を終わります。

議長（板寺正範君）

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして本日の一般質問を行わせていただきます。一問一答形式で行わせていただきます。

初めに、高齢者の肺炎予防について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が拡大したことから、ワクチン接種の社会的意義の認識により、国民の意識が大きく変化したことが、慶應義塾大学医学部の調査から分かってきています。コロナ禍以前から肺炎は高齢者にとって大きな問題でした。

その理由は、肺炎の死亡者のほとんどが65歳以上の高齢者だということです。令和3年の総務省統計局の調査によると、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字が示されています。

肺炎で亡くなる人は、国内では年間12万人と推計されており、死因の上位に位置しております。平成29年、一般社団法人日本呼吸器学会による成人肺炎診療ガイドライン2017に終末期の肺炎では、個人の意思やQOLを考慮した治療、ケアを主眼に置き、抗菌薬等の強力な治療を控えるとの新たなガイドラインが公表されました。このガイドラインの影響により、死因を肺炎死亡ではなく、老衰死亡と捉える動きが増えてきております。老衰死亡の中には、実際は肺炎による死亡が多いとも言われております。今後、超高齢社会を迎えるにあたり、肺炎に対する対策はより一層重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、最初の質問要旨であります町内の高齢者の肺炎による死亡の現状と今後の見込みをどう捉えているか見解を伺います。

この後は自席にて質問させていただきます。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町の肺炎による死亡の現状ですが、人口動態統計によると、死因が肺炎で亡くなつた方は、平成30年度が21人、令和元年度が18人、令和2年度が17人、令和3年度が9人、令和4年度が12人、令和5年度が11人となっており、令和5年度に亡くなつた方全員が80歳以上の高齢者でございます。

今後の見込みについてですが、町内の高齢者の肺炎による死亡については、高齢化が進んでいることもあり、今後も増えるものと思われます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

高齢者が肺炎により亡くなることは、免れないことかと考えます。国をはじめ、地方自治体では積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおります。肺炎を起こす原因として最も多いのが、細菌やウイルスなどの病原微生物の感染ですが、その中で一番多いのが肺炎球菌と言われております。肺炎球菌は、主に小児の鼻や喉に存在し、せきやくしゃみで周囲に飛び散り、それを吸い込んだ人へと広がります。免疫力の低下した人などが肺炎球菌に感染すると肺炎になることが多く、高齢者の3%から5%の人の鼻や喉の奥にも肺炎球菌が住み着いていると考えられており、こうした人が風邪やインフルエンザをきっかけに免疫機能の低下や誤嚥によって食べ物や唾液と一緒に肺炎球菌を気管に吸い込んでしまうと肺炎が起これやすくなります。

そのため、肺炎を予防することは非常に重要なと考えますが、我が町の現在の肺炎球菌及びインフルエンザワクチンの助成内容と接種状況を伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄町で実施している高齢者肺炎球菌ワクチンの助成状況ですが、定期接種の方については、65歳の対象者へ個別通知にて周知を行い、1回、6,000円を助成しており、本人負担額は1,500円程度となっております。

また、定期接種を逃した方については、任意接種を実施しております。65歳以上の方で1回も高齢者肺炎球菌ワクチンを接種していない方については、定期接種と同額の1回、6,000円を助成しております。

昨年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種者は37名で、接種率は18%となっております。また、任意接種者は6名となっております。

続いて、インフルエンザ予防接種の助成についてですが、対象者が65歳以上で1回、2,000円を助成しており、本人負担額は2,000円程度となっております。昨年度のインフルエンザ予防接種者は2,259名で、接種率は43.5%となっております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。過日の新聞記事の中で、広島大の研究チームが行った広島県世羅町での肺炎球菌ワクチンの接種事業により、肺炎による死亡率が減少したとの報告がありました。これは従来の普通の予防接種とは違うやり方で、結果を見るために行った事業みたいなんですけれども、このワクチンは有効であるとの結果だと思います。

そこで、我が町の肺炎球菌ワクチンの接種率は低いのではと思います。全国の接種率が40から50%ですので、これと比べても大変少ない状況です。国の示した定期接種は今年3月で終了したかと思いますが、我が町はもともと国に先駆けて接種費用の助成を実施してきた経緯があります。せっかくの事業ですので、町民にもっとアピールすべきではないでしょうか。周知の方法等をどのように考えているのかお聞きします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

国の示す高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種は、令和6年4月より65歳の方のみを対象としており、それ以降、町では助成対象者へ個別に通知をお出ししているところです。

65歳を過ぎても費用助成が受けられる旨はホームページで周知していますが、より多くの方に周知出来るよう、年度初めの4月号広報に掲載するなど、改めて町民の皆様に情報を発信していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

広報の方、是非お願いしたいと思います。かく言う私も65歳の時にコロナの予防接種を何回もしたせいというか、その時期だったので、やり逃しております。やり逃した人も多分多くいらっしゃると思いますので、せっかくのあれですので周知して、肺炎にかかるから接種してもしようがないので、もう65歳の方はやは

りもう一回周知し直して、70歳になっても73歳でも出来るということで、やつていただけたらと思います。

次に、RSウイルス感染症というのをご存じでしょうか。一時、テレビコマーシャルなどで流れていたので、見聞きした方もあると思います。風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られており、2歳までにほぼ100%がこのウイルスに感染し、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があります。加齢や基礎疾患などで免疫力が落ちた高齢者が感染すると、重症化して肺炎になることが多いとされています。

日本では、毎年約70万人のRSウイルス感染者が出ており、そのうち約6万3,000人が入院、4,000人くらいが死亡していると言われております。

このRSウイルス感染症は、多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、その重症化のリスクはインフルエンザと同等、もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスの方が高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。

また、RSウイルスは飛沫感染や接触感染で広がるため、病院や介護施設など、抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された空間では集団感染のリスクが高いと言えます。

しかし、RSウイルス感染症に関しては、これまで有効なワクチンも治療薬もないため、PCR検査でウイルスの検出が行われない限りは原因が判明しないこともあります。あまり知られていないのが現状かと思います。

令和5年9月に60歳以上を対象にした初のワクチンが日本でも承認されました。これを見て、今年度から60歳以上の高齢者に対して、接種費用を公費助成する自治体が出てきております。併せて、妊娠32から36週の妊婦が接種することで、抗体が胎盤を通じて赤ちゃんに引き継がれ、生後間もない時期の重症化を防ぐ効果があるため、妊婦に対する助成をするところも多くあるようです。我が町は接種費用の助成をする考えはあるか伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

RSウイルスワクチンについては、議員がおっしゃられるように令和5年9月に

60歳以上の方を対象に薬事承認され、令和6年1月には母子免疫による新生児、乳児の予防を目的に薬事承認されております。

R S ウイルス感染症は、一般的には乳幼児の呼吸器感染症の原因ウイルスとして知られていますが、その一方で、高齢者の他、基礎疾患のある方、免疫機能が低下している方も重症化するリスクが高いと言われております。このため、60歳以上の成人に対するワクチン接種は、病気に対する免疫力が高められ、発症や重症化を抑えることが出来る他、妊婦に対するワクチン接種では、R S ウイルスに対する抗体を持った状態で赤ちゃんが生まれてくることから、肺炎などによる入院率を減らせるということが言われております。

ワクチン等の安全性については、国内の治験が限定的であり、企業による安全性情報の収集が予定されていることから、引き続き国内の安全性に係る治験の収集、ワクチンの持続期間、ワクチンの定期接種化等について、現在、厚生労働省予防接種基本方針部会において議論されております。

R S ウイルスワクチンの接種費用助成についてですが、令和7年6月30日現在、全国で24の自治体が導入しており、千葉県では、いすみ市が本年4月より妊婦に対する費用助成を開始しております。

本町におけるR S ウイルスワクチンの接種費用助成については、今後、国や近隣市町の動向に注視し、検討していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

検討するという答弁は、少し残念に思います。接種費用の助成額と比べて、R S ウイルス感染症にかかり、長期入院し、医療費が増え、更に退院後も介護が必要になることは明白で、介護保険の支出も増えます。どちらが町にとって、更に町民にとって良いことなのでしょうか。

これまで我が町は予防医療に力を入れて、ワクチン接種の助成も国に先駆けて全国でも10の指に入るほど早く対処してきました。費用対効果も検証出来ております。早急に実施すべきと考えます。是非、来年度予算に計上すべきと提案させていただきます。

次に、2番目の質問事項であります子育て教育に関することに移ります。

現在、当町には私立保育園が3園と、町立のこども園が1園あります。本年4月1日現在で、園児数は笹川保育園、定員90に対し83名、橘保育園、定員60に対し55名、神代保育園、定員50に対し37名が在籍し、合計175名。更に町立のこども園は56名在籍しています。保育園の町内全体の定員数は、現在200名ですが、数年前までは270名の定員だったと記憶しております。かつては定員オーバーで入園出来ず、また3歳児未満の子供の枠が少なく、定員には満たしていないくとも預けられないなど、待機児童が出る年もありました。

昨今は、共働きが当たり前の時代となっていますが、育児休業制度も拡充されました。子供が1歳になるまでは休業手当が出て、何とか家計のやりくりが出来るかと考えます。

しかし、1歳になった時点で職場復帰するために保育園に預けたいと思っても、現状では、我が町の保育園は受け入れが出来ない状況であると思われます。そのため保護者は、保育所に空きがなく、入園出来ない等の書類を提出し、4月の年度始まりまで休みを延長してもらう手続きをしています。

しかし、この間、収入がなくなり、生活に支障を来す家庭もあると考えます。ゼロ歳児を預けたいという要望に応えられないのは残念です。

町としては、保護者が安心して子育て出来る環境を整えてあげる必要があると考えます。

本年4月1日現在の年齢別の人口を調べました。5歳、62人、4歳、58人、3歳、49人、2歳、43人、1歳、39人、ゼロ歳、33人と、毎年確実に減少しています。そこで、直近の保育園の入所状況と、5年先、10年先、更にはその先までの将来設計が分かればお聞きし、町として、保育園、こども園を現状のまま良いと考えているのか伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町内保育園の入所状況につきましては、8月1日現在、笹川中央保育園は定員90名に対し83名、橘保育園は定員60名に対し52名、神代保育園は定員50名

に対し38名、合計173名が入所しており、ゼロ歳児を除く1歳児から4歳児までの保育所入所対象児童の約8割の方が保育園を利用している状況です。町立のこじゅりんこども園には、8月1日現在、56人が在籍しています。

5年先の将来推計ですが、令和6年度に策定しました第3期東庄町子ども・子育て支援事業計画人口推計によりますと、令和11年の保育園入所対象児童の人口は合計286人と、令和7年度と比べ緩やかに減少していますが、保育所の入所希望者はほぼ変わらないものと見込まれます。

町としましては、保育士待遇改善事業補助金をはじめとする保育園運営のための補助金等を継続し、保護者が安心して子育て出来るよう、各保育園と連携し、受入れ人数を確保出来るよう努めてまいります。

また、町内保育園で建築後50年以上経過している施設もあることから、施設の維持管理につきましても、随時、指導、助言を行っていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

数字だけ見ると頭が混乱してくるんですけども、4年後の子供の人数、今の計算で286人として、8割が保育園等に入所するとして、220人余りです。その後も子育て支援策を頑張ってもなかなか増加するのは難しい現状ではありませんか。

認定こども園のような形として、1ヶ所でゼロ歳から5歳まで集められる人数ではないでしょうか。また、どこの保育園も施設の老朽化が進んでいます。更に今は働き方も様々です。育児休暇を長く取りたい人もいれば、育児休業給付金がなくなったらすぐに働きたい保護者もいます。年度途中でもゼロ歳児でも必要な時に保育園に預けられる体制にすべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

今年度初めの町内保育園入所状況では、ゼロ歳児の受け入れ可能人数13人のところ9人の入所がございました。その後の途中入所と保育士の勤務状況の変動により、

8月1日現在はゼロ歳児の受入れが出来ない状況となっています。厚生労働省の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、園児の安全確保と保育の質を保証するため、園児の人数に対して最低限必要な保育士の数が定められており、ゼロ歳児の子供3人につき保育士1名の配置が必要とされています。保育士の勤務状況にもよりますが、配置改善などを行うことで新たな受入れが出来ないか、随時連携を図っていきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今の答弁ですと、出来ない、出来ていないという答弁だったと思います。毎年、同じことが今、繰り返されております。園の方も経営があるので、保育士さんを余裕を持って1名、2名増やすというのは出来ないのが現状なんだと思います。何度も町長にもお話をさせていただきましたけれども、私立の保育園をまとめるということは容易でないことは理解しております。現状ではどの保育園も施設の老朽化もあって、補修するだけにとどまっています。私は、将来的に町内を一つにまとめて、施設は町で建設して、運営を民間に任せる公設民営が出来れば良いのではと考えております。もうその時期が来ているのではないかと思っております。計画策定しても、最低でも5年はかかる事業かと思います。話し合いの場を作り始め、進めるべきと考えております。町長には大きな仕事としてしていただきたいと望んでおります。

では、次の要旨に移ります。

我が町の子育て支援施設というと、児童館、子育て支援センター、遊具のある公園、町体育館、東城グラウンド、図書館等でしょうか。子供達や親子連れが利用出来る施設ですが、利用者数をお聞きしても、多いのか少ないのか、活用されているのか分かりにくいと思います。今回質問させていただく経緯は、施設のほとんどが分散しているため、多くの子供達、保護者が交流出来ないデメリットがあるのではと考えたからです。

1ヶ所にとはいいかないと思いますが、もう少し集約出来ないものかと思います。そこに行けば、多世代の人達と賑やかに交流出来、子育て中のお父さん、お母さんも生の先輩のアドバイスが聞ける機会になると思います。今後の展望等があればお

聞かせください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町内子育て支援施設の令和6年度利用状況ですが、東庄町児童館が延べ6, 573人、子育て支援センターにおいては、笹川中央保育園へ委託するスマイルが延べ3, 438人、神代保育園が運営するなかよし広場が延べ2, 645人のご利用をいただいています。

東庄町児童館は、旧東城小学校分校校舎を利用し、昭和39年12月に設置され、その後、平成17年3月に現在の位置へ新築しています。児童館では、児童の健全育成を図るための事業、指導が行われています。子育て支援センターは、育児相談や身近な情報交換の場として、子育て中の家族が気軽に利用出来る場として活用されており、支援センターの先生方は、保健センターで行われる子供の健診に参加され、育児相談や支援センターのPRにも努められています。

議員がおっしゃられますとおり、町児童館と子育て支援センターは分散しておりますが、それぞれの施設利用者で情報交換がされており、乳幼児期は子育て支援センター、安心して一人歩きが出来るようになってからは、町児童館とすみ分けが出来ているように感じられます。1ヶ所での多世代交流は難しい状況ですが、様々な機会を利用し、子育て中の保護者の方々へ情報発信を続けていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

私は、子育て支援センターも児童館も時々顔を出させていただいております。答弁にあったように、すみ分けが出来ているのも分かります。立地状況が一つネックになっているのかとも考えます。過去に行政視察でも見てまいりましたけれども、出来れば子育て支援の場所が集約されればと思っています。先程申しましたが、世代の異なる方達と交流する場も必要かと思います。

更に、町内には遊具の設置してある児童公園はありません。名前だけの公園は3ヶ所ありますが、遊具は一つもありません。また、ファミリーサポートセンターですが、現在は子供さんを自宅で預かることがあまりないように聞いています。預ける人も、預かる側も大勢の目がある中だと安心するのではないかでしょうか。せっかく良い施策を実施しているのですから、利用者の立場に立って改善することが大事だと考えます。

このようなことから、子育て支援の施設の集約が必要ではと考えますので、町全体としてこれから検討していただければと思います。

次に、不登校児童生徒の現状と対策について伺います。

全国の小中学校で不登校の児童生徒が約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとCOCOLOプランを発表しました。不登校により学びにアクセス出来ない子供達をゼロにすることを目指し、1、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える。2、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。3、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にする。という内容で、主な取組も発表されました。

そこで、我が町の不登校の児童生徒の現状と現在取り組んでいる内容を伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

東庄小中学校における病気等を除く年間30日以上欠席した児童生徒は、令和5年度で、小学校2名、中学校12名、令和6年度で、小学校2名、中学校14名です。

これら不登校児童生徒への支援については、学校内と学校外でそれぞれ取組を行っております。

学校内の支援としては、東庄小中学校にサポートルームを設置しております。教室に入ることが難しい児童生徒や不登校傾向にある児童生徒の居場所として活用され、中学校においては、県費負担の教員と町費負担の学習支援員が、小学校においては、町費負担の学習支援員をそれぞれ配置し、一人一人のペースに合わせた学

習支援や学習活動などを行っております。

また、学校外の支援としては、旧橘小学校に教育支援センターふれあいルームを設置しているところです。現在、数名の生徒が利用を希望しているところです。

なお、不登校の要因は多岐にわたることから、スクールカウンセラーによる教育相談体制を整えています。様々な悩みに対し、専門的な見地から心のケアに努めているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。学校内にサポートルームが設置され、学習支援が行われている現状は承知いたしました。自分の教室には入れなくても、他の児童生徒と交流出来るだけでも前進かと思います。

教育支援センターも希望者がいるとのことですので、一歩外に出る機会として利用出来るようお願いしたいと考えます。

そこで、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは重要であると考えます。不登校の子供の保護者であれば誰でも自由に参加出来る保護者の会を設置している自治体がありますが、我が町にはありますでしょうか。お聞きします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

東庄町において、不登校に関する保護者支援の仕組みとして、直接保護者の会という名称で設置はしておりません。文部科学省のCOCOLOプランでも、一人で抱え込まないよう、保護者を支援するよう示されております。

東庄町教育委員会では、窓口に様々な団体のリーフレットを置くなどし、情報の提供を行ったり、教育支援センターの設置など、教育相談の機会を設けたりしながら、保護者の悩みや相談を受ける体制を整えております。

また、東庄町こども家庭センターなど、福祉分野とも連携しながら、保護者の相

談体制の充実を図っております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

我が町にないのであれば、是非、設置をしていただければと思います。教育委員会がリードして設置出来ればと思っております。保護者同士が悩みや疑問に思うことを話せる場が必要かと思います。そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネート役として派遣して、不登校の子供の保護者を支援していくことが必要だと考えます。なかなか、都市部では多分あるのかもしれません、地方部に行くと、立ち上げるということが保護者も難しいんだと思います。是非、教育委員会がリードしてあげるべきではないかなと私は考えております。

では次に、学校に来ることが出来ない児童生徒の学習支援はどのようになっているか伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校児童生徒に対する学習支援は、個々に応じて様々な方法を取りながら進めています。例えば、教員が家庭訪問を行い、プリントや教材を渡し、自宅で学習が行えるよう支援をしています。また、オンライン授業や千葉県教育委員会が進めているオンライン授業配信エデュオプちばなどを活用する環境も整えています。今後も引き続き、より効果的な学習支援の方法を模索し、一人一人に応じた学習支援体制を整えてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

学習支援、様々行っていただいていることは承知いたしました。今は各自がタブレットを貸与されております。オンラインで直接授業に参加することも可能になる

のではと考えますので、生徒に寄り添った対応が出来ることを望みます。

そこで、自宅やサポートルーム、教育支援センターと不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中ですけれども、学習成果として評価が難しいと思われます。調査書、内申書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学の選択が制限されるのはと危惧されますが、現在、東庄中学校において、学習評価等はどのようになされているか伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

不登校生徒の学習評価については、文部科学省が令和6年8月に児童生徒の学習評価の在り方についてという通知を出しておる、学校に登校していない生徒についても、多様な学習活動を適切に評価の対象とすることが示されております。

不登校生徒は、個々に応じてその対応が異なります。例えば、校内に設置されているサポートルームで学習している生徒については、個別の学習計画に基づき、教員が指導にあたり、取り組んだ学習状況や課題への取組姿勢などを評価の対象としています。

また、自宅で学習に取り組んでいる生徒に対しては、学校から配布されたプリントや課題などにより、学習状況を確認し、可能な限り学習評価に反映させています。これらの学習評価は、高校入試に必要となる調査書に反映されますが、評価出来ない教科がある場合は、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要綱では、生徒の状況を的確に把握するため、その理由を詳細に記入することとなっております。そして選抜の評価にするにあたっては、他の選抜資料と合わせて、他の生徒の資料と比較検討した上で総合的に判定することとしており、不登校の生徒が高校入試において不利にならないような配慮がされています。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知いたしました。不登校の生徒の評価が配慮されていることで安心しました。

たとえ学校に行けなくても、学習の機会が与えられ、意欲があれば将来的に大学等に進み、可能性を大いに広げられる子供達を育み、応援していく町でありたいと思っております。

不登校に関しては、十数年ぐらい前までは学校に行けない子供を何とか行かせる方法と私自身も考えていました。でも今はその時代ではなくて、多様性、学校に行かなくても学習出来る機会を与えれば将来伸びるという、そういう時代が来ております。学校に行ける子はもうそれはそれでいいんですけども、学校にたとえ行けなくとも将来有望な人材はたくさんいると思いますので、教育のまち東庄を銘打つておりますので、先程の子育て支援の時でも申し上げましたが町長、子育て支援のまち、教育のまちですと私は二十数年間訴えてきました。

先頃、私の近くにも新しいおうちが出来て、小さい子供さんが二人います。現実にゼロ歳児で保育園に預けられませんでした。香取市の保育園に2歳とゼロ歳児を入れて9月から仕事に復帰していることをお聞きしました。とても残念で私は申し訳ないねと言いました。せっかく東庄は子育て支援が充実しているから、空き地バンクで求めて家を建てた方達だったんですね。だからもう全力で応援したいと思っていたのに、こういう現実があることを、私もう本当に自分で情けないなと思いました。今、ちらほら新しいおうちも建っております。前田議員も定住移住の質問をされますけれども、新しい人達が来ても、ソフト面で整っていないとがっかりされます。是非、今まで以上に町長には力を発揮していただいて、各課長はそれぞれもう細かいところまで見えていると思いますので、全力で子育て支援、教育のまちを作っていっていただけたらと思います。

以上で本日の一般質問を終わります。失礼いたします。

議長（板寺正範君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時5分からとします。

（午前10時57分　休憩）

（午前11時05分　再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

3番、前田君江です。おはようございます。

私は、今年初めて熱中症を経験しました。皆さんどうぞ水分補給をされながら聞いてください。

では、早速ですが、議長のお許しをいただきました。規定に沿って質問に入らせていただきます。

本日は、東庄町における移住定住について伺います。

ぱっと移住定住と聞きますと、町外から東庄町に住んでもらうための呼び込みのための施策という印象が強いのは私だけでしょうか。でも、定住という観点からしますと、当然、町外から来た方を含み、既に何世代も昔から住んでいる方々も当てはまる施策だと思います。

まず、東庄町に住んでいる全ての方を対象とした定住施策について伺います。

現在、ホームページにも記載があります町で取り扱っている三世代ファミリー一定住支援の始まった時期など、概要と年間の活用状況をお聞かせください。

一問一答方式を選択いたしました。次の質問からは自席にて行います。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、前田議員のご質問にお答えいたします。

三世代ファミリー一定住支援事業につきましては、平成29年4月1日より開始した事業でございます。

子育て環境、高齢者の支援を推進すると共に、定住化の促進を図ることを目的としておりまして、子育て世代と親世代の同居、近居に対し支援を行うことで、Uターンの促進を図り、また、多世代が同居することにより、親世代による子世代への補助、子世代による親世代への介護等のサポートを行うことが期待され、制度設計された事業でございます。

概要といたしましては、三世代が同居する世帯が対象となり、新築、増築、またはリフォーム等にかかる費用として、200万円以上の工事費に対して20万円の定額補助を行うという内容の事業でございます。

年間の活用状況ですが、初年度の平成29年度から令和6年度末までの期間、合計42件、平均しますと年間5件から6件程度の補助を行っております。

なお、今年度からは三世代ファミリー一定住支援事業の補助対象であった新築住宅につきましては、新たな事業として開始した東庄町住宅取得補助金事業に移行しております。東庄町住宅取得補助金事業につきましては、三世代ファミリー一定住支援事業に代わる事業として、三世代という枠組みを外し、より定住の促進と地域経済の活性化を目的として、町内に定住の意思を持って住宅を取得した方に対して補助を行うものでございます。

また、令和8年度以降の創設となります、住宅の増築、またはリフォームに対しても新たな制度へのリニューアルを検討しております。こちらも三世代という枠組みを外し、定住を目的とした制度にしたいと考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

そうですね。時と共に人々の生活スタイルも変わり、家族構成も変わっていくもので。そこに対して行政は敏感に察知し、サービスや施策、支援、補助金の在り方も新しいものに常に変化していかねばならないと思います。今までに町に定住し続けていただくための定住施策を多様な家族構成を持つ多くの方々に利用してもらおうという計画があるのですね。いろいろ考えてくださっています。期待しております。

では、リニューアル予定の新しい制度の新築、増築、リフォームの補助金制度は、これまでと同じ200万円以上の工事費という条件は変わらないのでしょうか。もう一つ、この東庄町住宅取得補助金事業の概要、条件、例えば何年以上住んでいないと受けられないなどを教えてください。それから、申請忘れや制度を知らなかつた方への救済措置はありますか。お聞かせください。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

新しい新築、増築、リフォームの補助金制度の対象ですが、まず、新たな事業として開始した東庄町住宅取得補助金事業では、新築住宅の場合は、住宅要件として70平米以上の居住面積が対象となり、工事費用の縛りはございません。中古住宅の場合ですが、70平米以上の居住面積の他、300万円以上の購入価格が対象となります。

増築、リフォームについては、今年度は三世代ファミリー一定住支援事業の制度で運用しており、200万円以上の工事費ということで条件の変更はございませんが、今後、新たな制度の創設に合わせ検討してまいりたいと考えております。

東庄町住宅取得補助金事業の概要でございますが、東庄町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、東庄町に定住する意思を持って住宅を取得した者に対し、最大100万円の補助金を交付する事業でございます。

条件としては、町内に新築、または町内の中古住宅を取得した方で、当該住宅に居住し、住所を有すること、5年以上継続して居住する必要がございます。その他に条件として、税金に滞納がないことや自治会への加入等がございます。補助金の基本額は30万円となっておりますが、条件により加算金があり、最大100万円となっております。加算金につきましては、町外からの転入者の場合、プラス30万円、40歳未満の若年者の場合プラス20万円、町内業者による施工に該当する場合はプラス20万円の加算となります。

申請忘れや制度を知らなかつた方への対応ということでございますが、申請の受付期間として住宅取得後1年以内と長めの期間を設定しております。また、広報、ホームページ、SNS等を活用し、広く制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

5年以上継続して住んでいただけることは、とても重要と考えます。自治会への加入はもちろんのこと、町の何かしらのコミュニティーに参加していただけることが、ずっと住んでいたいという気持ちにつながると思います。町の皆さんと共に、

町全体で取り組んでいくことが大切ですね。もちろん私も含め議員、皆、力を尽くしたいと考えております。

ところで、これは定住されている方ばかりのことではなく、東庄を目指して移住をお考えの方はとても注目している部分だと思います。そこで、町側の住居においての受皿について、次の質問に参ります。

質問要旨 2、空き家・空き地バンクについて。

東庄町への移住といったら、住むところが必要となりますね。新規のアパートやマンションが欲しいところですが、官民揃ってこの町に建てていこうという動きが鈍いのが現状のようです。そこで、既に建てられているけれど誰も住んでいない空き家を利用出来ないかということで、空き家・空き地バンクを立ち上げられていると思いますが、この空き家・空き地バンクの活動はどのくらい経つのでしょうか。

また、今現在、空き地を含め、町のホームページでは12件ほど写真つきで紹介されておりますが、今までの総照会数、年間契約数や実際の移住者、借上げや購入に至った数や経緯などをお聞かせください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまの空き家・空き地バンクは立ち上がってどのくらい経つかというご質問についてお答えいたします。

こちらについては、9年前、平成28年4月1日から、東庄町空き家・空き地バンク設置要綱を制定し、事業を行っております。

また、物件を紹介するには、空き家バンク利用登録が必要となり、利用登録をいただいている人数は、現時点の累計では98名になります。

次に、空き家バンクの総契約件数は、現時点の累計で30件です。直近3ヶ年の年間契約数は、令和4年度は3件、令和5年度、7件、令和6年度、5件です。

次に、移住者についてですが、借上げが2件、購入が4件です。

契約の経緯については、町の広報誌やホームページを見ていただいたり、親戚や知人の紹介などがあります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

ちなみに空き家・空き地バンクに登録されている物件は、町職員の調査等で明らかになった家や土地を持ち主に交渉して登録に至るのでしょうか。物件金額についても、持ち主の意向が反映されるのでしょうか。

また、手を入れるべき箇所や注意するべきことの記載はありますか。

それから、仲介業者が中に入っての契約なのでしょうか。それこそ、先程質問した定住施策も追って適用になるのでしょうか。教えてください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまの質問でありますけれども、まず、空き家バンクに登録されています物件につきましては、職員の調査により登録に至る物件もありますが、主には所有者本人からの申請となっております。

また、物件金額については、物件登録者の希望額を掲載しております。

注意事項について細かな記載はしておりませんが、修繕が必要な場合、所有者は購入者に費用負担を求めることが多いので、現地をよく見ていただいて判断していくだけようになります。

契約については、所有者の希望により、仲介業者が入るケースと入らないケースがあります。

また、定住等の補助金については、それぞれの条件により該当になるものとそうでないものがございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。今現在、笛川地区を例に挙げれば、1キロ歩いただけで片手は空き家が見受けられるというところも増えてきました。町で把握されている空き家は相当数あると思います。その辺り、もう少し移住促進を強化しようということで充実していくべきませんか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまの件であります、空き家バンクの課題事項といたしましては、空き家の所有者の方は自分の代で物件を手放すことに抵抗を感じている方が多く見受けられること、また、相続登記が済んでいない物件のため売買出来ないということがございます。広報やホームページなど、空き家情報の発信強化を図ることにより、空き家バンクの利用登録の増加を図り、移住者の増加につなげたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

そうですね。私も多くの方から聞いたことがあります。土地や家屋敷を売ることをよしとしない気風、その辺りこそ役場の皆さん腕の見せどころでしょう。広報、ホームページ等の情報発信のみならず、人と会って話す、足で成果を勝ち取っていただきたいと思います。

続きまして、質問要旨3、移住定住施策の課題ですね。これまでの質問を踏まえて、今後の課題において、まずお伺いいたします。

東庄町で新しい生活や事業を始めるにあたり、今までお答えいただいた内容以外でどのようなものがありますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、先程、まちづくり課の方から答弁のあつた他でありますけれども、移住者を対象とした補助金としまして、移住支援事業補助金がございます。これは、移住定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏からの移住者の確保に努めるもので、単身世帯の場合は60万円、世帯員が二人以上の世帯には100万円、更に、子育て世帯には子供一人につき100万円で、上限300万円の加算があり、条件としては、申請日から5年以上継続して町に住んでいただくことや移住元や就業についての要件がございま

す。

また、移住者も町民も対象となるものといたしましては、結婚新生活支援事業補助金があり、夫婦共に29歳以下で60万円以内、夫婦共に39歳以下の場合は30万円以内を補助いたしまして、新居の購入費、敷金礼金、リフォーム費用、引っ越し費用などに充てることが出来、条件としては、世帯所得が500万円未満であることなどがあります。

その他としましては、合併処理浄化槽の設置補助金や脱炭素化のための住宅用設備等設置補助金としての太陽光発電システム等への補助金がございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

お答えいただきましてありがとうございます。

移住定住の今後の課題としてですが、今、お答えいただいた移住施策は、東庄町だけではない、どこの市町村でも行っているものです。とても魅力的な補助金制度ですが、東京圏からのみの移住に限られますが、近隣の市町も取り扱っています。やはり都会から東庄町に決めたと思ってもらうには、町の魅力を引き上げるアイデアや町の品質を上げていくべきではないでしょうか。当然、今ある支援施策をより多くの方に利用していただくための広報活動も重要です。先程述べたアイデアや品質向上の一環として、移住者の受皿になる空き家バンクの充実を目指すことも重要な取組の一つだと思います。そこで、違う角度から伺います。

私が今回質問した内容の移住定住と空き家・空き地バンクは、隣り合わせのことなのに、東庄町では離れた問題のように思います。それぞれが抱えている課題や問題があまり解決に進んでいないのは、計画を担っている部署が異なることで、動きが鈍くなるということはないでしょうか。町役場内でお互いに意見交換や申し送りは当然されていると思いますが、その辺りどうでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、役場内で連携して行っていることにつきまして

は、申請等があった際、ご本人に他の課で取扱う補助金についてもお伝えすると共に、関係する課とも情報の共有を図り、補助金の申請漏れ等、不利益をおかけしないようにしております。

また、固定資産税の納税通知を発送する際に、空き家バンクの紹介を同封し、空き家バンクの情報発信を連携して行っております。

この他には、空き家に関する研修会に合同で参加し、お互いのスキルアップに努めており、移住定住と空き家バンクを連動して事業を進めていけるように努めております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。では、具体的に目標数値はありますか。例えば、空き家バンクの年間登録物件数や、それを見て検討してくださる登録者数の目標数です。その辺りのところを明確にされると結果につながっていくのではないかと存じます。結果が見えると、一層力を入れて取り組めると思います。それぞれの目指す目標を各部署が掲げることで、お互いの励みになるかと思いますが、いかがでしょう。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、移住あっせん件数として、空き家・空き地バンク成約件数については、第6次東庄町総合計画後期基本計画の中で目標値を設定しております。

しかし、空き家バンクの年間登録物件数や登録者数の目標値については、今のところを設定しておりません。議員のおっしゃるように、登録物件を増やすことで登録者数を増やし、移住検討先に加えてもらうことが重要と考えますので、これらについても増やしていくよう、役場内で連携していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

役場内だけでなく、町全体で連携していきましょう。

それでは、最後に伺います。

町制70年を迎えた今、何が問題か。人口減少です。昭和60年からずっと減り続けている東庄町の人口を少しでも食い止めるための、その具体策として、東庄町では、移住定住支援の充実や空き家・空き地バンクへの強化を今後も行っていかれると思います。それについて、今後の抱負をお願いします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいま議員のおっしゃるように、人口減少対策については、町の最重要課題の一つであると考えております。

その対策として有効な施策である移住定住支援の充実や空き家・空き地バンクへの強化を今後も進めてまいりたいと考えております。また、町制施行70周年の節目にあたります今年度は、70周年にちなんだ行事やイベント等が実施されますので、そのような場においても東庄町への移住をPRしていきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

イベント盛りだくさんの今年、PRのタイミングも多いことは分かりました。そこを逃さず、東庄町の宣伝をお願いします。

ただ何度も申し上げますが、従来の活動だけでは今までなりの結果ということでしょう。アイデアを出し合っていきましょう。役場の職員さんばかりに押しつけるつもりはないのです。今、不動産業者も東庄町にはないと言っても過言ではありません。こんな時こそ、東京圏の不動産業者の意見や介入を促してみてはいかがですか。

例えば、県内外の不動産業者と町内の地主さんや役場の職員さんなどなど、いろいろな方で過疎地シンポジウムと銘打って座談会を開くのはどうでしょう。例えば、メディアが注目しそうな過疎地をテーマにした歌読み会とか、お金のあまりかから

ないイベントを立ち上げてみませんか。私の浅はかな思いつきを口にしてしまいましたが、東庄町には、町のことを盛り上げたいと力を尽くす方々がたくさんいます。そういう方々からもアイデアをもらってください。移住施策、定住施策、空き家・空き地バンク、そこに東庄ならではの魅力をプラスする考えが寄せられたら百人力です。ちょっと東京から遠いけれども、安心安全で人が優しくて、空気もおいしい。住み心地抜群。おいでよ。一緒に暮らそうよ。と町のみんなで言えるようになりますね。

本日ご回答いただいた中で、空き家・空き地バンクの拡大と発展をお約束いただいたと承知しました。これから活躍を期待しております。

これで質問を終わりにします。

議長（板寺正範君）

以上で前田君江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前1時31分　休憩）

（午後　1時00分　再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

2番、渡邊です。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして本日の一般質問を行わせていただきます。私からは、災害時の防災無線放送についてと東庄町地域防災計画について質問させていただきます。

質問事項1、要旨1の災害時の防災無線放送についてお伺いします。

9月1日の防災の日も過ぎましたが、九州地方を中心とした西日本では各地で豪雨に見舞われ、甚大な被害を受けています。

また、関東や東北地方においても竜巻などの被害も出ており、犠牲になられた方と被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

東庄町においても、昭和46年の秋雨前線並びに台風25号や令和元年の台風1

5号により土砂崩れや浸水の被害、大規模停電を経験しており、台風による被害も繰り返しています。防災の言葉が示すように、出来る限り災害や被災を防ぎ、人命を守り、被害を最小限にとどめることだと考えます。そのためにも、事前の情報収集が極めて大切だと思います。

そこで、町民が最初に情報を得るために耳を傾ける防災無線放送について、町は警報の発信や町民の避難誘導の際にどの程度の有効性があると考えるかお伺いします。

一問一答方式で通告してありますので、これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、渡邊議員のご質問についてお答えします。

まず、防災行政無線は、町民の安全確保に重要な役割を果たしております。風水害時は、気象警戒レベルや台風の接近情報、避難指示、避難所の開設など、緊急性の高い情報を迅速かつ広範囲に伝達しています。

伝達手段としては、スピーカーによる音声放送、防災ラジオ、防災メールによる情報発信を行っております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

防災行政無線は、町民の安全確保のために重要な役割を果たしているとのお答えで、承知いたしました。

要旨2、防災ラジオの受信が困難な地域の対応について質問させていただきます。

防災無線は、台風時には風の音などで聞き取りにくい状況のため、防災ラジオを購入している家庭も多いと思いますが、その防災ラジオさえも雑音により聞くことが出来ない地域があることはご存じですか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまご質問の防災ラジオでございますけれども、ラジオの電波につきましては、消防東庄分署横の青馬中継局から電波の発射をしております。このため、東庄分署から見て山の陰になる場所については、地形の影響を受け、受信感度が低下する傾向にあります。特に崖の下のような高低差があるところでは電波が遮られやすく、ラジオのように高周波の電波は直進性が高いため、崖などの障害物で減衰しやすくなり、電波が届きにくい状況が発生しております。

具体的な場所といたしましては、神代地区の一部、新宿、石出、東今泉の国道周辺、竜神山の影響を受ける鹿野戸や菰敷の一部、県民の森以南の夏目区などが該当いたします。

このような地域の方には、別売りの防災ラジオの外部アンテナを購入していただきまして、受信感度を上げていただくようにお願いしております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

地形により聞き取りにくいのは仕方がないことですが、相談があった場合には、外部アンテナの購入をお勧めしているということで、設置にあたっての費用などの説明とともにしていただけすると、安心して外部アンテナをつけてくださる方もいらっしゃると思います。

次に、防災無線は該当する地域を特定して何度も放送を繰り返すことは出来ますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますが、該当する地域に対して放送を繰り返すことは可能であります。ただ、同時に防災ラジオにも何度も全地域に同じ放送が流れてしまいしますので、不要な混乱を招く恐れがあります。そのような地域にお住まいの方には、防災メールによる情報の取得が最良と考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

防災時に命を守るための行動を促すことが大事と考えますが、防災無線は緊急時に限って高音のサイレン発信のような機能とかありますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、緊急時にサイレンを発信する機能がございます。毎年3月11日に実施しておりますシェイクアウト訓練の際には、このサイレンを3回鳴らしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

では、防災無線が聞き取りにくい方々が危険を感じて自ら行動を起こそうとした場合、防災無線も防災ラジオも聞こえない時は役場に問い合わせることが出来るというふうに広報に載っていたと思いますけれども、どのように役場の方は対応するのでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、防災無線や防災ラジオが聞こえない場合に、役場に電話でお問合せいただいて、その放送内容をお伝えしているということで対応をしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

職員の方々も対応には大変だと思いますが、不安に思う住民からの積極的な問合

せに対して親身になって対応してくださることだと思います。

次に、情報収集のためには、スマートフォンによるQRコードの読み取りやパソコンで調べることが有効であると認識はしていますが、高齢者の方などは、それが可能な方ばかりではありません。そういう方々の命を守るためにも自主的防災の意識を高める取組を進めることで救える命を救うことが出来るのではと思いますが、どのように思われますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、議員がおっしゃるように高齢者の方にはスマートフォンやパソコンの操作が難しいという方もいらっしゃると思います。ただ、メールやホームページを確認出来るようにしておくこと自体は、命を守る上で重要であると考えております。

町で実施しておりますスマホ教室の利用促進を図り、高齢者の方がお手持ちのスマートフォンで必要な情報を取得出来るスキルが災害時には必要であるということをご理解いただきたいと思っております。

また、災害発生時の緊急速報として、東庄町全域の携帯電話やスマートフォン全てに一斉送信出来るエリアメールを実施しております。引き続き、広報誌やハザードマップ等を通じまして、防災メールの重要性を周知し、2次元コードなどによる簡単な登録方法の案内などを行い、登録者の増加を図ってまいりたいと思います。これにより、町民の皆様に対して必要な情報を漏れなく発信出来る体制を維持してまいりたいと思っております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

ありがとうございます。住民自らもデジタル社会への対応とスキルを高めることが重要だと認識させていただきました。

では次に、質問事項2の東庄町地域防災計画について質問させていただきます。

要旨1の令和7年3月に作成された東庄町地域防災計画によりますと、災害時の

被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、住民や事業者、自主防災組織等の自助・共助かつ積極的な取組を一層推進すると共に、これら各主体の役割を明らかにするとなっています。

風水害を想定したとして、この各主体と言われるそれぞれの役割を具体的にどのように考えているのかをお聞かせください。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問、災害時における各主体の役割についてご説明いたします。

まず、災害対策本部の組織編成は、町長を本部長として、総務部、まちづくり部、町民福祉部、教育部、消防部により構成されます。

次に、この主体となる各部の役割ですけれども、まず総務部ですが、災害対策本部の庶務、運営を担当し、災害情報の収集、整理、伝達、関係機関との連絡調整、会議の開催、文書管理など、本部機能の中心的役割を担います。

次に、まちづくり部では、道路、河川、建築物等の被害状況の確認、応急復旧の手配、土木関係機関との連絡調整などを担当します。

次に、町民福祉部は、避難所の開設、運営、要配慮者への支援、災害時の健康管理、衛生対策、災害廃棄物の処理などを行い、住民の安心安全な避難生活を支えます。

次に、教育部は、学校施設の被害状況確認と安全確保、児童生徒の安否確認、避難所の開設、運営支援、教育活動再開に向けた調整などを行います。

次に、消防部は、消火・救急活動、応急救護、危険物への対応など、災害現場の最前線で人命救助にあたります。また、他の応援機関と連携し、効率的な救助活動を行います。

各部がそれぞれの専門性を生かしつつ緊密に連携することで、当町の災害時における被害の最小化と住民の安全確保が図られます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

職員の皆様の強固なネットワーク体制の基、町民の安全が守られているというふうに思いました。今後もその体制の基、訓練なども踏まえて、この強固なネットワーク体制をよろしくお願いしたいと思います。

次に、公助である行政側の取組方はよく分かりましたが、住民や事業者、自主防災組織の自助・共助の自立的かつ積極的な取組を推進していくというのは、どのような団体で、主にどのような活動ですか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それではただいまのご質問にお答えいたします。

町では、各区を自主防災組織として位置づけており、町民が主体となって災害に備え、被害を最小限に抑えるための団体として位置づけております。

町としては、自主防災組織がより機能的に活動出来るように地区の防災計画のひな形をまちづくり会議において各地区に配布して、自助・共助の促進を図っております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

各区に自主防災組織があるということなので、各区の住民自らも自助・共助のために自主防災組織への協力体制をいま一度考え、協力し合う時だと思います。

次に、要旨2、災害時のボランティア体制についてお伺いします。

いつ起こり得るか分からない災害が起こってしまった場合、もちろん避難所が設置されると思われます。被災されてしまった方々は、避難準備もままならない方もいれば、各自で数日分の食料や日常生活用品を準備して避難される方もいると思います。ですが、避難日数が長引いた場合に炊き出しなどが必要になるのではないかでしょうか。

また、炊き出しが必要となった場合、以前は東庄町連合婦人会という組織があり、非常時の学校の子供達の避難誘導の手伝いや炊き出しの訓練などを学校ぐるみで訓

練したこともありましたが、今はそういう組織もない状態です。学校については避難訓練を日頃より心がけていらっしゃると思いますが、もしも炊き出しが必要となつた場合、どのようにされるのでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

災害時における食事についてでありますけれども、災害発生後の初期においては、町で備蓄しています保存性の高いアルファ化米などの非常食が中心となります。

次に、災害時の協定を締結していますセブンイレブンやスーパータイヨー、また、キッチンカーによる高品質な食事の提供を要請いたします。そして、このような協力が得られない場合などには農協等から米の提供を受けて、学校給食センターや町で保有する炊事用の資材があるので、こちらにより炊き出しを実施することとなります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

より良い連携を整えて、円滑に作業が行われるように訓練を試みることが大切なのではと考えます。いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいま提案いただきましたように、議員がおっしゃるとおり、平素から連携体制を保持することが重要と考えております。町としても炊き出しの訓練を計画する際には、ボランティア団体などの参加を促しまして連携体制を保持していきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

炊き出しに関する点で、役場の職員の方が炊き出しを担うというお話があるので
すが、大変なご苦労をかけると思います。この場合、町内には多数のボランティア
団体があると思いますが、その方々と連携を取り合い、手助けをいただく考えはあ
りますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、地域防災計画におきまして、まちづくり
部の物資班が、この所掌事務として炊き出しについては明記をされております。給
食センターでは、非常用電源が確保されていますので、停電時においても機能する
ということです。

また、ボランティア団体との連携についてでありますけれども、従前は日本赤十
字奉仕団に炊き出しをお願いしておりましたけれども、現在は、活動をしておりま
せんので、炊き出しについてお願い出来る団体というものはございません。

また、他の団体にもそれぞれ専門分野がありますので、炊き出しそのものをお願
いするのはなかなか難しいかなと思いますけれども、協力ということでお手伝いが
依頼出来ればということで、町としては考えております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

炊き出しの要請があった場合には、私も是非訓練の時に参加したいと思いますの
で、よろしくお願ひします。

町の防災ボランティアセンターの活動拠点は東庄町社会福祉協議会ですが、片付
けなどのボランティア活動を希望する方がいた場合はどのような手続きをすれば良
いのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますが、災害ボランティアについては東庄町災害ボラン

ティアセンターの設置及び運営に関する協定書に基づきまして、東庄町社会福祉協議会に運営を委託いたします。

災害時は、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置した段階から受入れ、登録を開始いたします。また、活動分野としては、専門分野か一般分野か、団体か個人かにより活動をしていただくような形となります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

活動の分野を決めたり団体と個人とで活動内容を決めたりと大変な役割を担うということで、ご苦労さまでございます。

次に、防災計画によると、ボランティアについての食事や宿泊場所については自己調達を基本とするとなっていますが、遠方から来ていただいたボランティアについてもそのような対応となりますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますが、災害ボランティアの食事や宿泊場所についてですけれども、ボランティア活動につきましては自己完結が基本となっております。近くの方、遠方の方にかかわらず、食事や宿泊、交通手段等についてご自身で確保出来る個人や団体について協力をお願いしておりますので、それ以外の方については、申し訳ありませんが、お断りする形となると思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

2番、渡邊幸江君。

2番（渡邊幸江君）

自己完結が基本という言葉の意味のとおり、それがボランティア精神そのものだというふうに表れている言葉ということです。ご回答ありがとうございました。

災害時は平時と違い、様々な難局に直面することを想定してスムーズにその難局を乗り越えるためのシナリオを念頭に置くことが大切だと思います。東庄町の行政

と町民が一丸となって、町民の命を守る体制作りを作り上げることが望ましいと考えます。

また、先日の台風15号の接近に際しては、避難の際、避難所の設置など職員の方々の迅速な対応に感謝を申し上げまして、私からの質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

以上で渡邊幸江君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、特別委員会調査報告、東庄町議会改革に関する調査研究についてを議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、宮澤健君。

8番（宮澤 健君）

議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

議会改革特別委員会として継続審査をしてまいりました東庄町議会改革に関する調査研究について、その経過と結果を申し上げます。

令和6年3月15日の特別委員会設置以来、計9回の委員会を開催し、様々な観点から鋭意検討を重ね、令和7年8月5日開催の第9回委員会で結論を得ることが出来ました。

第1回委員会では、検討課題を4点提案し、1点目として、議員定数・議員報酬の見直し、2点目として、議会事務局職員の増員、3点目として、政務活動費の支給、4点目として、議員の成り手不足の解消について協議いたしました。

これら4点はどれも重要な課題ではありますが、中でも優先事項について協議したところ、議員の成り手不足の解消にも関連する議員定数・議員報酬の見直しを今委員会で協議していくことを決定いたしました。

第2回委員会から第8回委員会において、議員定数・議員報酬の見直しについて協議を行い、県内町村議会の議員定数や議員報酬の状況、県内町村の議員定数と人口の比較、東庄町の歴代議員定数と人口の状況、過去に行った議員定数の改定の際の資料、国・県議長会からの通知などを調査・研究し、委員間で議論をしてまいりました。

第3回委員会では、令和6年7月10日付全国町村議会議長会において決定された議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議の中で、町村議会議員の活動量は増加しているが、議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっており、市議会議員と比べ著しく低い水準となっている。現在、町村議会議員の成り手不足問題が深刻化しているが、このことが要因の一つと考えられると決議されたことを踏まえて、町議会議員報酬と期末手当について協議をいたしました。

議員報酬については、このような状況下ではあるが、香取郡内議会で足並みを揃えていきたいと考え、今委員会では、議員報酬引上げの要望は見送ることに決定しました。

しかしながら、期末手当については県内町村議会の中で低い水準となっていることから、若い方など幅広い世代が立候補し、議員として活躍出来る場を作っていくためにも、期末手当の増額による待遇改善を当委員会として要望することに決定しました。

第8回委員会では、令和6年12月12日付千葉県町村議長会長より、町村議会の議員報酬額の適正化に関する要請が千葉県町村会長に提出され、その中では、議会費の総額維持を目的として、議員報酬の増額に合わせた安易な議員定数の削減を行わないことなどが要請されているので、このことを踏まえながら、町民の声を聞くなどの活動を通して得られた個々の意見を伺いました。

その内容を要約して申し上げます。

議員削減は安易にしないでくれという議長会の方から要請があったものをここで減らすということはいかがなものか。

人口減少だけで議員定数を考えるのではなく、議会は何をやっているのか、そういうことを考えながらやっていった方がいい。

人口減少に伴って見直しをするというのは一つの目安になると思うが、県内町村議員定数の状況を見ると、人口1万人以上だと14人が最小の議員定数である。12人以下というのは、1万人を下回っている議会で、東庄町も人口が減少してはいるものの、まだ定数14を見直すというのは時期尚早である。

多くの町民の声を聞くと、議員は減らさない方がいいということをいつも言われているが、みんなで話し合って決めた結果であれば、それがどちらに行くかは意味のあることだ。

データを見ると東庄町の議員数が特段多いということではないと分かったので、人口減少だけで議員を減らすというのは、議論としては単純になってしまふ。

以上のような意見が交わされ、東庄町の置かれた現状の分析、また議会・委員会機能の維持・向上等、これら諸条件を考慮し、民意を反映させる場としての機能を有する議会の議員数について、充実した議員活動を行うという観点から議員定数の在り方を議論し、現行議員定数14人を削減することの賛否を問うたところ、当委員会において、全員賛成により東庄町議会の議員定数は削減せず、現行のままで活動をより深めていくべきものと決定しました。

第7回委員会では、昨今の個人情報保護の観点から、町ホームページ、東庄町議会内にある議員紹介のページについて、個人情報の漏洩により悪用される可能性があるので、住所、生年月日、電話番号を削除するということで決定されました。

これについては、令和7年6月4日付で、住所、生年月日、電話番号は町ホームページ内の議員名簿から削除しております。

当委員会として一定の結論を出しましたが、議会改革には到達点はありません。東庄町議会が町民の皆様に信頼していただくため、今後も議論を深め、住民に寄り添い、その思いを実現する議会を目指していくという信念を持ち、邁進していきたいと考えます。

以上で議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

議長（板寺正範君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、以上の報告をもって調査を終了することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従つて、東庄町議会改革に関する調査研究については、これを終了することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時45分からとします。

(午後 1時35分 休憩)

(午後 1時45分 再開)

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

ここで選挙管理委員会委員及び補充員の指名表を配布するため暫時休憩します。

そのまましばらくお待ちください。

指名表を配布願います。

(指名表配布)

議長（板寺正範君）

会議を再開します。

初めに、選挙管理委員会委員を指名します。

東庄町大久保598番地、堀江博君、東庄町笹川い5550番地、林正憲君、東庄町羽計1628番地1、高木健君、東庄町小南1344番地、鈴木良雄君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました堀江博君、林正憲君、高木健君、鈴木良雄君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選しました。

続いて、補充員を指名します。

なお、指名は補充員の順番により指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

指名します。

第1順位、東庄町東今泉883番地、青柳清一君、第2順位、東庄町夏目2096番地、飯田俊男君、第3順位、東庄町大久保608番地2、向後慎一君、第4順位、東庄町笹川ろ1243番地1、岩瀬百合子君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました第1順位、青柳清一君、第2順位、飯田俊男君、第3順位、向後慎一君、第4順位、岩瀬百合子君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

日程第8、発議第3号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、日程第9、発議第4号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

議会運営委員長（佐久間義房君）

それでは、ただいま議題となりました発議第3号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、発議第4号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

国の第33次地方制度調査会による令和4年12月28日付答申により、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続きは一括してオンラインによることを可能とすべきであると提言され、議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月26日に成立し、令和6年4月1日に施行されました。それにより、関連する手続きのオンライン化に対応する標準委員会条例、標準会議規則が令和6年2月8日に改正されたことから、東庄町議会委員会条例、東庄町議会会議規則を改正するものです。

これらの改正は、地方自治法改正により、オンライン化が可能となった議案、請願等の手続きや委員会条例、会議規則の規定により書面等を前提とする委員会報告書等の手続きのオンライン化を可能とするものです。

それでは、初めに、発議第3号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについての主な改正内容ですが、先程ご説明しました手続きのオンライン化に対応する改正と委員会選任に関する規定の見直しによる改正となります。

続いて、発議第4号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての主な改正内容ですが、こちらも先程説明しました手続きのオンライン化に対応する改正と現在の社会情勢に照らした古い文言の見直しなどの文言調整を行い、議場に入る者の服装、携帯品の禁止についての規定を、外とう、襟巻、かさの表記を、コート、マフラー、傘に改め、写真機、録音機を削除すると共に、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めるものです。

なお、この委員会条例及び会議規則の一部改正は、公布の日から施行することとしております。

内容及び詳細につきましては、それぞれの新旧対照表を参照願います。

以上で発議第3号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、発議第4号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについての提案理由の内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださるよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論の意見がありましたので、初めに、本案に反対の議員の発言を許します。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、発議第3号についてですが、改正案では、第5条において、常任委員、議会運営委員及び特別委員は議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては議長が指名することが出来るとなっています。このただし書のところは、閉会中にあってただ議長が指名するのではなくて、通常であれば全員協議会等に諮って指名するわけです。それが閉会中にあっては議長が指名する。この文言は削った方がいいと思います。

続いて、発議第4号の方です。この改正条例、私は特段反対するわけではありませんけれども、でも、新しい議会の会議規則を見た時にすぐ分かるようにするという意味で、この第14条から第71条まで、ここにずっと条文の後の括弧書きがあるんです。例えば、14条では、議員の請求による会議、それから第12条では、法第13条（定足数）、それから13条では法第112条（議員の議案提出権）、第16条では、法第115条の3（修正の動議）、第27条では（選挙の宣告）、それから次のページに行きまして、第40条では（少数意見の留保）、それから第62条では（質疑の回数）、第71条では、法第100条（調査権）、こういう文言が全て削除されているんです。削除されてもいいんですけども、これ新しい議

員が入ってきて、この会議規則を見た時に、この括弧を削除されると何を言っているのか分からないんですよ、これ。ですから、こういう括弧書きのところは廃止しないでそのまま残した方がいいと思います。

法律の専門家で分かっている、弁護士さんとか分かっている人は、それすぐ分かりますよ。だけれども、私たちのようなあまり見ない人は、こういう括弧書きのところを削除されるとなかなか分かりません。

ですから、私はこの削除には反対します。

以上です。

議長（板寺正範君）

次に、本案に賛成の議員の発言を許します。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで討論を終わります。

初めに、発議第3号、東庄町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板寺正範君）

起立多数です。

従って、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号、東庄町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板寺正範君）

起立多数です。

従って、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10、同意第13号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第13号、教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

この度、秋元悦子教育委員が令和7年9月30日で任期満了となります。

適任者でありますので、引き続き委員として任命いたしたく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第13号については、正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第13号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第13号は同意することに決定しました。

日程第11、議案第36号、東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第36号、東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例

を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例は、いじめ防止対策推進法に基づき、町、学校、関係機関が連携をし、いじめ対策を総合的かつ継続的に推進するため体制を確立するために制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

それでは、議案第36号、東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

この条例は、町長の提案理由にありましたように、いじめ防止対策推進法に基づき、各関係機関が連携し、いじめ対策を総合的かつ継続的に推進するための体制を確立するために制定するものです。

議案書の4ページをお開きください。

第1条は、協議会の設置の根拠法令について定めています。

第2条は、法で定義されている用語の意義を引用し、踏襲する旨を定めています。

第3条から第9条は、東庄町いじめ問題対策連絡協議会の設置に関して定めています。

第3条は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する機関、団体との連携を図るため連絡協議会を設置することを定めています。

第4条は、連絡協議会の主要な役割として、いじめの防止等に関わる関係機関、団体との連携、そしていじめ防止対策の推進に必要な連絡・協議を行うことを明記しています。

第5条は、委員の人数を15人以内とし、教育委員会が学校教職員、町の職員、関係行政機関、関係団体、識見を有する者など、いじめ対策に関わる多様な専門性と視点を持つ者を委員として委嘱、任命することを定めています。

第6条は、委員の任期を2年とし、再任を妨げないことで継続的な活動を可能としています。

第7条は、委員の互選により会長、副会長を定め、会議の円滑な運営と連絡協議

会の代表者を明確にしています。

第8条は、会長が会議を招集、議長を務めること、定足数を委員の半数以上とすること、議決は出席委員の過半数とすること、そして必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見聴取出来ることなど、会議運営の基本事項を定めています。

第9条は、連絡協議会の事務処理を教育委員会教育課が担当することを明確にし、円滑な運営を支援する体制を整備しています。

第10条から第14条は、東庄町いじめ問題対策調査委員会について定めています。

第10条は、法第14条第3項に基づき、いじめの重大事態が発生した際に、事実関係の調査を専門的に行う調査委員会を設置することを定めています。

第11条は、調査委員会の所掌事務について定めています。いじめ防止等に関する町の基本的な方針に基づく対策に関すること、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査、その他教育委員会が必要と認める事項についての調査、審議をするなどを定めています。

第12条は、所掌事務のうち重大事態に係る事実関係等の調査、報告に関する内容については公開しないことを定めています。その理由として、本町における一小、一中という学校の設置状況から、調査結果を公表することにより該当児童生徒が特定される可能性が高いという東庄町特有の事情を考慮しています。これは関係者のプライバシー保護、また、センシティブな情報が不必要に拡散されることを防ぐための処置です。

また、学校が法第28条第1項の規定に基づき行う重大事態に係る調査の結果に関する報告書についても同様に非公開とします。町と学校で一貫したルールを適用することを意図しています。

第13条は、委員の人数を5人以内とし、教育委員会が弁護士、医師、心理、福祉等の専門家、識見を有する者といったより高度な専門性を有する者を委員として委嘱することを定めています。

第14条は、連絡協議会に関する規定、任期、会長・副会長、会議、庶務についてを調査委員会にも準用することを定めています。

第15条から第21条は、東庄町いじめ問題再調査委員会について定めています。

第15条は、法第30条第2項に基づき、町長の諮問に応じ重大事態の調査結果

について再調査を行う再調査委員会を設置することを定めています。これは、調査結果に対する疑問や不信が生じた場合、更に公正な第三者による検証の機会を保証するためのものです。

第16条は、再調査委員会が町長の諮問に応じて、法第28条第1項による調査、すなわち調査委員会や学校が行った重大事態調査の結果について調査することを明記しています。

第17条は、再調査委員会の調査内容、報告についても、その性質上極めて機密性の高い個人情報を含むため、非公開とすることを定めています。

第18条は、委員の人数を5人以内とし、町長が弁護士、医師、心理、福祉等の専門家、識見を有する者から委員を委嘱することを定めています。調査委員会の委員を兼ねることが出来ないというただし書を設けることで再調査委員会の独立性と中立性を厳格に確保し、より客観的な再検証を可能にしています。

第19条は、委員の任期をその諮問に係る調査審議が終了するまでの期間として、個別の再調査案件に特化した期間設定としています。

第20条は、連絡協議会に関する規定のうち、会長、副会長、会議について再調査委員会にも準用しています。

第21条は、再調査委員会の庶務を町長の定める機関が処理することを明確にし、町長直轄の組織として独立性を担保しています。

第22条は、各委員の守秘義務について定めています。委員を退いた後も守秘義務が続くことを定めています。

第23条は、本条例で定められていない運用事項について連絡協議会及び調査委員会は教育委員会が、再調査委員会は町長がそれぞれ別途定めることを委任しています。

最後に、附則にて、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

第5条の協議会は委員15人をもってというところなんですが、（4）の

関係団体の代表者の関係団体というのは、今、どういうものを想定しているのか。

あと、その下の（5）識見を有する者というのもどういった方を想定しているのかが、分かる範囲で教えていただければと思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

岩井議員のご質問にお答えいたします。

まず、関係機関というのは、例えば警察だったり、あとは児童相談所、もしくは教育機関と関係する、例えば北総教育事務所だったりとか、そういういた教育関係、もしくは子育て子供の関係に特化した、そういういた職員、機関を関係機関としております。

また、識見を有する者ということで、こちらについては、やはり教育関係に詳しい方ということで、例えば、教育関係団体の代表者の方とか、そういういた方を想定しております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他に質疑はありますか。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今、このいじめ問題のこういう条例を設置することは大いに結構であります。ですけれども、この条例というのは、何かいじめ問題が起きてから対応するために動く機関だと思います。私は、それではなくて、いじめが起こらないようにするにはどうしたらいいか、そういうことを考えてもらわないと、いじめは一向になくならないと思います。その辺はどうなんでしょうか。いじめをなくすために、どうしたらいいじめが起こらないで済むのか。その辺どうでしょうか。

議長（板寺正範君）

ただいまの高木議員の質疑ですが、本日、朝、私が申し上げたとおりの話でありまして、今の議案はこの条例を制定することについてということであります。今、高木議員の質問はそこから離れて、いじめを解決するにはどうしたらという方向に話がそれてしまっておりますので、これは答弁も出来かねると思います。

他に質疑はありませんか。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

4ページ、いじめ問題のいじめに対する範囲といいますか、小学生はもちろん、中学生はもちろん、園児なんかは、保育園児はどうなんでしょうか。それを確認したいと思います。もちろん高校生は違うとは思うんですが、小中、幼稚園児はどうなのか、ちょっと確認したいと思います。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

こちらの条例に関しましては、例えば、東庄町ですとこども園がございますけれども、そこも含まれます。ただ、小学生、中学生と違って、まだ精神年齢の関係もあって、どこまで指導出来るかというのがありますけれども、そういういたものも含めた形で条例の方は設定をさせていただきたいと思います。

9番（大網正敏君）

分かりました。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号、東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第37号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第37号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案件は、常勤職員等の特例として定めている報酬を支給しない常勤職員について新たに県費負担教職員を追加するものであります。

また、学校運営協議会の名称の変更に伴う字句の整備及びいじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定に伴い、各委員の報酬額について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

では、議案第37号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正内容は、町長の提案理由にもありましたように常勤職員等の特例について県費負担教職員に報酬を支給しない規定の追加、学校運営協議会の名称変更に伴う区分名称の変更及び東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例の制定に伴い各委員報酬の明記等、3点の改正を行うものです。

恐れ入りますが、参考資料の1ページ、新旧対照表の左側の改正案をご覧ください。

まず、条例第4条は、常勤職員等の特例として報酬を支給しない規定について定

めており、第1号は、町長、副町長、教育長の職にある者、また第2号は、町の常勤職員について規定しており、第3号として、県費負担教職員が委員となった場合についても勤務時間に委員の職務を行った場合に報酬を支給しない規定を新たに追加するものです。

次に、別表1の改正についてですが、令和7年度より、こじゅりんこども園を含めて学校運営協議会を開催するにあたり、協議会の名称を東庄町立小中学校学校運営協議会から東庄町立学校運営協議会に変更したことによる、別表1中の区分の名称を変更するものです。

次に、東庄町いじめ問題対策連絡協議会等設置に関する条例の制定に伴い、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ問題対策調査委員、いじめ問題対策再調査委員会の委員の報酬について、それぞれの報酬額を別表1中に明記するものです。

連絡協議会の委員は日額5,000円、調査委員会及び再調査委員会の委員のうち弁護士資格及び医師の免許を持っている者は2万2,000円、その他の委員は1万1,000円とするものです。

恐れ入りますが、議案書の10ページをご覧ください。

附則についてですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

では、少しお聞きします。

弁護士と医師の免許を有する人の金額の計算が2万2,000円となっておりますが、これはどのような基準で2万2,000円としたのか、お伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまの大網議員のご質問にお答えいたします。

まず、弁護士及び医師の資格を持っているものの2万2,000円という根拠ですけれども、同じく特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の中で、他の審査委員会ですけれども、情報公開個人情報保護審査会や行政不服審査会といった委員については2万2,000円以内で町長が定める額となっております。こちらについては、弁護士資格を持っているものについては2万2,000円というふうになっております。

また、弁護士の時給単価というものが、例えば弁護士の法律相談の場合は、30分、5,500円、1時間にして1万1,000円。会議等の場合、大体2時間程度を見ておりますので、そういういたものも根拠として2万2,000円としております。

また、医師も同様に、予防接種健康被害調査委員会の委員については、医師資格を持っているもので上限2万2,000円しておりますので、それに合わせた形で、こちらも2万2,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第37号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第38号、職員の育児休業等に関する条例及び東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第38号、職員の育児休業等に関する条例及び東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

昨年の8月に国の人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する取組事項が明らかにされ、国家公務員については、民間の各種法律の改正から遅れることなく法改正を実施することとされているところであります。

この度、令和7年10月1日を施行日として国家公務員の仕事と生活の両立支援の拡充に関する法改正が行われることに伴い、当町においても国の規定に準じて関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、育児部分休業の拡充及び仕事と育児を両立する職員に対する配慮規定の新設が主な内容となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第38号の内容を説明いたします。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第38号は、町長の提案理由にありましたように仕事と生活の両立支援の拡充を実現するための措置として、国家公務員に準じて当町においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものとなっております。

本改正条例は2条建てとなっておりまして、第1条においては、職員の育児休業等に関する条例の一部を、第2条においては、東庄町職員の勤務時間、休暇等に關

する条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

続いて、改正内容についてご説明いたします。

参考資料の2ページから6ページに新旧対照表、それから別紙として1枚お配りしております、別紙、議案第38号ということの資料、改正概要についてということで、こちらをご覧いただきたいと思います。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易とするための措置として、国家公務員に係る法整備が行われることに伴い、当町においても、国に準じた措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

改正概要の方にございますけれども、改正内容のまず1点目というところで、子を養育する職員が取得可能な部分休業制度の改正となっております。

これまでの部分休業制度は、勤務の初め、または終わりにおいて、1日につき2時間を限度として取得可能な制度となっていましたが、今回の改正で、勤務の初め、または終わりに限るというこの取扱いは廃止いたしましたが、新たに、1年につき10日の範囲内で1日、または1時間を単位として任意の時間に取得可能とする形態を設け、職員がいずれかを選択可能とするものであります。

この改正により、これまで主に養育する子の保育所等の送り迎えで取得することを想定した制度であったものが、送り迎え等の恒常的な休業を必要としない職員においても、保育所等の行事への参加など、スポット的な事由により取得が可能になるものとなっております。

続きまして、改正内容の2点目でありますけれども、仕事と育児を両立する職員に対する配慮規定の新設となっております。

当該改正は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、それぞれ出生及び育児に関する各種支援制度について周知すると共に、対象となる職員が当該制度を利用するかの意向を確認することを義務づける規定を新たに設けるものであります。

なお、当該改正の経過措置としまして、条例施行日である令和7年10月1日到来までに3歳に満たない子を養育する職員の対象から外れてしまう職員を考慮し、条例施行日前においても、支援制度の周知等を行うことが出来る旨の規定を附則に

定めております。

以上で議案第38号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第38号、職員の育児休業等に関する条例及び東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時45分からとします。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第39号 東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第39号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本計画につきましては、令和6年12月定例会で議決をいただいたものであります、事業内容に変更が生じたため、関係法令の規定に基づき、議会の議決をいただきたく、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第39号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更について内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、過疎地域持続的発展計画の事業内容に変更が生じました。このため、町では計画の変更について千葉県と協議を行い、8月8日付で協議を終えております。

今回の計画変更については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決が必要となる変更のため、議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の7ページをお願いいたします。

表の区分列にありますページが別冊であります過疎地域持続的発展計画のページに対応しております。この区分の列に沿って説明いたします。

まず区分、13ページ、大きな2番で移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、
(3) 計画、事業計画、令和3年度から令和7年度の表についてとなります。

次の8ページにお進みいただきたいと思います。

今年度、過疎地域持続的発展支援交付金を活用し事業を実施するため、ドローン操縦者育成事業を追加いたしました。

次に、区分、22ページから25ページになります。5、交通施設の整備、交通手段の確保、(3) 計画、事業計画、令和3年度から令和7年度の表中に過疎債を

活用し、整備を実施する町道を9ヶ所追加し、また1ヶ所の名称を修正しております。

続いて、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

区分の39ページ、8、医療の確保、(3)計画、事業計画、令和3年度から令和7年度の表中についてとなります。

次の12ページをお願いいたします。

過疎債を活用し、東庄病院の工事を実施するため、東庄病院施設等整備工事を追加しております。

次に、区分、42ページから43ページについての9、教育の振興、(2)その対策、ア、学校教育についてになります。

新旧対照表では13ページになります。

今年度、過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、事業を実施するため、③ドローンを活用した登下校等の見守りの記載を追加しております。

続いて、区分、43ページから45ページになります。

(3)計画、事業計画、令和3年度から令和7年度の表中、(3)集会施設、体育施設等の項目に、本年度において過疎債を活用し、町公民館のLED化事業を実施するため、公民館施設等整備工事を追加します。

続いて、新旧対照表、14ページをお願いします。

表中に義務教育に関する項目、こちら本文ヘドローンを活用した登下校等の見守りを追記しておりますので、こちらに合わせまして、登下校等見守り事業を追加しております。

次の15ページをお願いいたします。

区分54ページから59ページ、事業計画、令和3年度から令和7年度、過疎地域持続的発展特別事業の表におきまして、計画の他の部分と整合させるため、事業内容を追加しております。

新旧対照表の16ページをお願いいたします。

1、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の項目において、地域活性化企業人事業、ドローン操縦者育成事業、過疎地域持続的発展支援事業を追加し、5番の生活環境の整備の項目において、過疎地域持続的発展支援事業を追加しました。

新旧対照表の17ページをお願いします。

6、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目において、過疎地域持続的発展支援事業を追加しました。

新旧対照表の18ページになります。

8、教育の振興の項目について、登下校等見守り事業を追加しております。

変更箇所については以上となります。

なお、変更後の東庄町過疎地域持続的発展計画につきましては、別冊ということで、議案第39号、別冊の計画ということで、計画そのものをつけてございます。

以上で東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

これは、あくまでも計画なんですか。それとも令和3年から7年度末までに実施するのでしょうか。どっちなのでしょうか。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

こちら計画につきましては、過疎債を借り入れる際には、この計画に載っていないものは過疎債の借入れが出来ないということがありますので、今後の実施予定のものということで幅広く記載しております。

ですので、必ずこれが実施されるということではなく、今後、過疎債を借りるためにには載っていないと過疎債の借入れが出来ないということを前提に、この計画に掲示をしているということでご理解いただきたいと思います。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第39号、東庄町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第40号、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第3号）から
日程第20、議案第45号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第40号から第45号まで、一般会計及び特別会計4件及び事業会計1件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第40号、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億939万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億1,130万3,000円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、まず総務関係では、地域公共交通の本格運行に伴い、これまで据え置かれていた運行委託料を増額補正しております。

次に、民生関係では、さきの6月定例会で予算計上いたしました定額減税事業に伴う不足額給付金事業につきまして、システム等により概算対象者数が把握可能と

なったことから、不足額を増額補正しております。

次に、衛生関係では、予防接種助成事業として、帯状疱疹ワクチン接種に対する助成金を増額補正しております。

次に、商工関係では、創業促進支援事業として、町内で創業する方に対する会社設立費用などへの補助金について増額補正をしております。

次に、教育関係では、中学校やこども園などの施設維持管理に係る工事費や修繕料を増額補正しております。

次に、基金関係では、財政調整基金への積立を新規計上しております。

その他といたしまして、職員の人事異動などに伴い、人件費についても補正をしております。

歳入につきましては、歳出に伴う国県補助金、繰入金などを補正し、歳入が歳出に不足する分につきましては繰越金を補正しております。

続いて、議案第41号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,026万1,000円とするものでございます。この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の減額並びに子ども・子育て支援金制度の施行準備に伴うシステム改修委託料の新規計上を盛り込むものであります。

続いて、議案第42号、令和7年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,536万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、子ども・子育て支援金制度の施行準備に伴うシステム改修委託料、新規計上を盛り込むものであります。

続いて、議案第43号、令和7年度東庄町訪問介護ステーション特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,954万9,000円とす

るものでございます。

主な内容につきましては、歳出において、職員の育児休業取得に伴う事業を継続するための新規職員採用による人件費の増額補正をするものでございます。

財源といたしましては、繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第44号、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,980万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億448万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金等の返還及び一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

最後に、議案第45号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

この補正は、予算第3条に定めた収益的支出の補正でございます。事業費用の総係費に28万4,000円を追加し、事業費用総額で4億3,606万1,000円にするものでございます。

この補正につきましては、職員の異動に伴う人件費等について増額補正するものでございます。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を21万5,000円増額し、2,846万7,000円とするものでございます。

以上、議案第40号から議案第45号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明さ

せていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の25ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、職員の人事異動や会計年度任用職員の勤務内容の変更等に伴い、人件費等の補正を関係科目で行っております。

予算の計上先については、1款の議会費をはじめとする各款において、1節・報酬、2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、8節・旅費、18節の負担金などに計上しております。

これらの節別の内訳でございますが、1節・報酬及び2節・給料の合計で3,085万6,000円の減、3節・職員手当等で1,260万円の減、4節・共済費で646万9,000円の減、8節・旅費で9万2,000円の増、18節・負担金等で180万2,000円の減、総額で5,163万5,000円の減となっております。

減額の主な要因は、人事異動や職員の育児休業取得に加え、職員採用数が当初見込みよりも少なかったことなどによる減額となります。

なお、以降は、ただいま申し上げました人件費などの経費以外の補正内容について説明させていただきますのでご了承願います。

それでは、2款・総務費をご覧ください。

1項1目・一般管理費の12節・システム改修委託料55万円。こちらは来年度に開始予定の子ども・子育て支援金制度に対応する給与関係システムの改修費用となります。

1項5目・企画費の12節・地域公共交通運行委託料55万円。本年10月からの地域公共交通の本格運用に伴い、これまで据え置かれていた運行委託料について、物価高騰を考慮し、増額補正すものであります。

26ページに移りまして、2項2目・賦課徴収費の10節・印刷製本費67万5,000円。来年度からの徴税関係納付書の標準化に伴うテスト用納付書の印刷費用となります。

同目22節・過誤納還付金・加算金200万円。これまでの町税等の還付実績による過誤納還付金が不足することから、増額補正するものでございます。

27ページに移りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の12節・

障害福祉システム改修業務委託料 16万5,000円。こちらは本年10月から開始となる就労選択支援サービスに伴うシステム改修費用となり、財源の2分の1について国庫補助を見込んでおります。

22節・償還金利子及び割引料の合計 385万6,000円。こちらは国県の障害福祉や介護保険関連の負担金について、昨年度事業の精算により返還するものでございます。

27節・繰出金の合計 422万4,000円。職員異動などに伴う特別会計の繰出金の増額補正となります。

28ページに移りまして、5目・デイサービスセンター費の18節・社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金 21万円。高齢者施設の物価高騰への支援として、町デイサービスセンターへの給付金となります。財源は全額県からの給付金を見込んでおります。

9目・定額減税不足額給付金の合計 1,331万5,000円。18節に計上しております定額減税不足額給付金に係る経費となります。こちらは6月補正予算に計上いたしました同名の給付金事業の増額補正となります。6月補正時は、国通知による積算方法で対象見込み数を算出しておりましたが、システム等により概算対象者数が把握可能となったことから不足額を補正するもので、追加の給付対象者は325人を見込んでおります。こちらの財源につきましては、全額国交付金を見込んでおります。

29ページに移りまして、2項1目・児童福祉総務費の17節・備品購入費 20万6,000円。国県の補助により、こども家庭センター開設の準備備品の充実を図るもので

4目・児童福祉施設費の18節・保育所等業務効率化推進事業補助金 67万5,000円。保育所における保育記録や登園管理などの業務のICT化に対する補助事業です。財源の一部について国庫補助を見込んでおります。

30ページに移りまして、4款・衛生費、1項2目・予防費の12節・予防接種等委託料 160万8,000円。法改正により、子宮頸がんワクチンの公費負担が本年度末までに延長されたことに伴う増額補正となります。財源措置として一部交付税措置がございます。

同節・計画改定業務委託料 99万円。東庄町新型インフルエンザ等対策行動計画

について、令和7年3月に県の計画が改定されたことに伴い町計画の改定業務を委託するものです。

19節・各種任意予防接種費用助成金1,030万円。法改正により、本年度から帯状疱疹ワクチンが定期接種となり、接種費用が公費負担となったことによる増額補正となります。こちらも一部交付税措置がございます。

31ページに移りまして、5款・農林水産業費、1項5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理改修事業補助金8万8,000円。千潟土地改良区夏目支区におけるパイプライン修繕工事に対する補助事業となります。

同節・土地改良施設突発事故復旧事業負担金17万9,000円。大利根用水東幹線放水路の修繕に係る負担金を新規計上しております。

2項1目・林業振興費の18節・千葉県緑化推進委員会負担金8万9,000円。負担金決定額に対して予算額が不足したことに伴う増額補正となります。

32ページに移りまして、6款・商工費、1項2目・商工振興費の18節・創業促進支援事業補助金400万円。町内で創業する方に対する支援事業について、見込み件数の増加により増額補正するものです。

3目・観光費の12節・町制施行70周年記念事業委託料、マイナス660万円。町制施行記念事業として、ドローン関連イベントについて町観光協会が申請主体となり、国庫補助を申請しておりましたが、補助が不採択となったことや町単独での事業効果などを検討し、事業の取下げにより減額補正するものであります。

33ページをお願いします。

7款・土木費、4項2目・公園費の12節・公園等維持管理業務委託料50万円。公園等における突発的な倒木等の対応に伴い、今後の維持管理費用を増額補正するものです。

14節・公園施設等修繕工事費70万円。ふれあい公園交流センター内で雨漏りが発生していることから、修繕費用を増額補正するものです。

9款・教育費、1項2目・事務局費の7節・スーパーバイザー謝金16万5,000円。中学校でのいじめ事案への対応として、経験豊かなスクールカウンセラーの会議出席や報告書監修等に対する謝金となります。

34ページに移りまして、12節・弁護士委託料30万8,000円。こちらもいじめ事案に対する弁護士の会議出席や報告書監修等の業務委託費用となります。

3項・中学校費、1目・学校管理費の14節・教育施設維持補修工事費134万1,000円。中学校校舎の安全対策として行う窓サッシへの転落防止用のサブロックの取付工事の他、維持補修費用を増額補正するものです。

4項1目・幼稚園費の14節・教育施設維持補修工事費130万円。既に実施しましたエアコン工事の費用高騰等により、今後の維持補修費用の不足が見込まれることによる増額補正となります。

35ページをお願いします。

6項3目・学校給食費の10節・修繕料80万円。突発的な施設修繕等の対応により、今後の修繕費用の不足が見込まれることから増額補正するものです。

12款1項1目・基金費、24節・積立金2億1,900万円。令和6年度決算の一般会計の実質収支が4億3,631万3,000円でしたので、決算剰余金の2分の1強となる2億1,900万円について財政調整基金へ積立をするものとなります。

続いて、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の23ページをお願いします。

15款・国庫支出金、1項1目2節・保育対策総合支援事業費補助金45万円。歳出補正の民生費で申し上げました保育所等業務効率化推進事業に対する補助金となります。

2項1目3節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,331万5,000円。歳出補正の民生費で申し上げました定額減税不足額給付金事業に対する交付金となります。

2目1節・障害者総合支援事業費補助金8万2,000円。歳出補正の民生費で申し上げました障害福祉システム改修業務委託料に対する補助金となります。

2節・子ども子育て支援交付金30万5,000円。歳出補正の民生費で申し上げましたこども家庭センター開設経費に対する交付金となり、充当額の一部を当初予算の同経費へ財源振替しております。

4節・地域診療情報連携推進費補助金30万8,000円。こちらはマイナンバーカードを活用した情報連携に係る補助金で、当初予算の民生費のうち重度医療などのシステム関連経費へ財源振替するものです。

3目3節・地域診療情報連携推進費補助金15万4,000円。こちらもただい

ま説明しました補助金と同様のもので、当初予算の衛生費のうち子ども医療のシステム関連経費へ財源振替するものです。

16款・県支出金、2項2目5節・子ども子育て支援補助金7万6,000円。
先程15款で申し上げました子ども子育て支援交付金と同様の県補助金となります。

18款・寄附金、1項2目1節・指定寄附金100万円。こちらは個人の方からひとり親など、生活困窮者への支援として指定寄附がございましたので、歳出予算の民生費へ充当し、財源振替を行っております。

19款・繰入金、1項3目1節・介護保険特別会計繰入金1,331万9,000円。介護保険特別会計繰出金の前年度精算分となります。

24ページをお願いします。

一つ飛びまして、21款・諸収入、5項3目5節・社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金21万円。歳出補正の民生費で申し上げましたデイサービスセンターに対する給付金です。

23ページに戻りまして、最後に歳入が歳出に不足する1億8,017万2,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものとなっております。

以上で一般会計の補正予算（第3号）の説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第41号及び42号でございますけれども、こちらにつきましては町民課所管の議案でございますけれども、町民課長が本日欠席のため、私の方から内容説明をさせていただきます。

議案第41号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして内容説明を申し上げます。

議案書の43ページをお願いします。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費、1節・報酬30万7,000円は、会計年度任用職員1名分の報酬でございます。マイナ保険証の本格運用の開始に伴う国民健康保険関係の事務量の増加に伴い、1日の勤務時間を6時間から7時間に変更するため、報酬額を増額するものでございます。

2節、3節、4節は、一般職3名分並びに会計年度任用職員1名分の人事費で、一般職の人事異動と会計年度任用職員の勤務条件の変更を反映することにより、増

減額を補正するものでございます。

12節・委託料マイナス33万円は、令和8年度に開始予定の子ども・子育て支援金制度に対応するため国民健康保険システムの改修費用として当初予算で33万円を計上しておりましたが、当該システム改修が同支援金の賦課及び徴収に特化した内容となることが判明したことから、予算支出科目を後ほど説明いたします2項1目の賦課徴収費に変更するため、同額を減額するものでございます。

次の18節につきましては、2節から4節までと同様、一般職3名分の人事費を補正するものでございます。

続いて、44ページをお願いします。

2項1目・賦課徴収費、12節・委託料33万円は、先程ご説明いたしました子ども・子育て支援金制度に対応するための国民健康保険システム改修委託料でございます。

なお、特定財源としまして、10分の10が国庫支出金により措置されます。

5款3項1目・保健指導事業費、2節、3節、4節、18節は、保健センター勤務職員4名の人事費で、1款の人事費と同様に減額を補正するものでございます。

続きまして、歳入となりますので議案書の42ページをお願いいたします。

4款1項3目1節・子ども子育て支援事業費補助金33万円は、歳出、1款2項1目12節・国民健康保険システム改修委託料の財源となることも家庭庁所管の国庫補助金でございます。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金、マイナス161万円は、歳出における人事費等の増減額と連動して一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

引き続き、議案第42号、令和7年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

議案書の52ページをお願いします。

初めに、歳出でございます。

1款2項1目・徴収費、12節・委託料16万5,000円は、令和8年度に開始予定の子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システム改修委託料でございます。

なお、特定財源としまして、10分の10が国庫支出金により措置されます。

続いて、歳入でございますので、議案書の 51 ページにお戻りいただきたいと思います。

6 款 1 項 1 目 1 節・子ども子育て支援事業費補助金 16 万 5,000 円は、歳出
1 款 2 項 1 目 12 節・後期高齢者医療システム改修委託料の財源となるこども家庭
庁所管の国庫補助金でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

議案第 43 号、令和 7 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の 57 ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1 款・事業費 397 万 9,000 円の増額補正は、1 項 1 目・一般管理費で、4
月の人事異動による職員 1 名の増とそれに伴う会計年度任用職員 1 名の減、看護師
が 8 月から育児休業を取得したため、事業を継続するにあたり正職員 1 名の採用に
伴う人件費について増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は 397 万 9,000 円の増額、歳出合計で 3,954
万 9,000 円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

56 ページをお願いいたします。

3 款・繰越金 397 万 9,000 円の増額補正については、歳出補正で計上した
人件費等の財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は 397 万 9,000 円の増額、歳入合計で 3,954
万 9,000 円となります。

以上で、令和 7 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）の
説明を終わります。

続いて、議案第 44 号、令和 7 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について内容のご説明を申し上げます。

議案書の 65 ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費 555万5,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費は、職員1名の増員と職員の異動による人件費について増額補正をするものです。

3項2目・認定調査等費は、会計年度任用職員である認定調査員の通勤費について増額補正をするものでございます。

3款・地域支援事業費 27万9,000円の増額補正は、3項1目・包括的支援事業費で、職員の異動による人件費について増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

5款・諸支出金 4,397万5,000円の増額補正は、1項2目・償還金で、令和6年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定精算による国県社会保険診療報酬支払基金への返還金として、3,065万6,000円、2項1目・一般会計繰出金で、令和6年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定精算による一般会計への返還金として、1,331万9,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は 4,980万9,000円の増額。歳出合計で 16 億 448万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

64 ページをお願いいたします。

7款・繰入金 583万4,000円の増額補正のうち1項2目・地域支援事業繰入金 27万9,000円。1項3目・その他一般会計繰入金 555万5,000円の増額は、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を増額するものでございます。

8款・繰越金 4,397万5,000円の増額補正は、令和6年度分の介護給付費等の実績、精算による返還金等で不足する財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は 4,980万9,000円の増額。歳入合計で 16 億 448万4,000円となります。

以上で、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議案第45号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費等を補正するものでございます。

それでは75ページをお願いいたします。

令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）実施計画内訳書でございます。

収益的支出について、第1款・事業費用、1項・営業費用、4目・総係費に28万4,000円を追加し、事業費用総額で4億3,606万1,000円にするものでございます。

内訳につきましては、節に記載のとおり給料が4万9,000円の増、手当が4万8,000円の増、法定福利費が11万8,000円の増、通信運搬費が5万2,000円の増、負担金が1万7,000円の増となっております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

予定キャッシュフロー計算書でございます。

当期純利益が既決予定額397万3,000円から28万4,000円減額となり、368万9,000円となります。

次に、72ページ下段の下から2行目、資金期首残高でございますが、決算によりまして4,646万7,000円減額し、12億6,899万円となります。

これらを合計しますと、資金期末残高では11億713万3,000円となる予定でございます。

続いて、73ページは、給与費の補正前、補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

32ページなんですけれども、観光費のマイナスの660万円について伺います。町制施行70周年記念の関係で補助金申請をしたけれども不採択ということで説明があったと思います。この補助金申請の内容等、不採択の理由について説明をお願いしたいのですが。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

こちらの事業ですが、観光庁の補助事業といたしまして地域観光魅力向上事業という事業ということで、観光協会が主体となって補助金申請をしたものでございます。

当初ドローンを活用した観光事業といたしまして、ドローンショーを行う計画となっていました。ただし、このドローンショーにつきましては、今回、観光庁の補助事業としては効果が薄いというような理由で不採択となったということでございます。ドローンショー自体は、かなり高額な事業費がかかるということと、時間も短時間ということで、それに付加する事業をいろいろと考えたんですが、その辺が理解を得られなかつたということになっております。

単独の事業費としてドローンショーをやった場合、事業効果が十分得られないということで、今回、ドローンショーについては断念いたしました。

以上のような理由となっております。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

35ページ、学校給食費のところで、需用費80万円なんですけれども、これ説明の時に突発的な修繕費の発生のためという理由だったと思うんですが、具体的に何の修繕なのかお伺いします。まだ発生はしていないということですね、先程の説明では。発生するのはいつというか、何を修繕するのか、お伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡伸明君）

ただいまの大網議員のご質問についてお答えいたします。

学校給食センターの中では、調理器具やいろいろな配管やエアコン、それから空気清浄機など、たくさんの機器がございます。特に、もう5年経っておりますので、高温の蒸気なんかも使うところはそろそろ腐食が出てきております。今年度も6月、7月まででもう既に修繕で何とかパイプを交換したりとか、そういうものが発生しておりますし、今後もそういう修繕の可能性があるということで、昨年度の修繕の実施状況を見込みながら、同程度の金額ということで、不足分80万円ほどを補正予算という形で計上させていただいております。

ですので、具体的に何が幾らかかるというのはございません。物によっては5万円で済むものもあれば、10万円、20万円かかるものもあつたりと、その壊れる場所、補修する場所によって変わってくるものですから、80万円という形で今回は計上をさせていただいております。

以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それに備えておくということで、直せるものだったらこの80万円で直した方がいいのかなと思いますので、直せるところは直してもらいたいと思います。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

挙手する場合は、私、こっち原稿を見たりしていることがありますので、挙手する場合は議長と呼びかけていただけとありがたいです。よろしくお願いします。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第40号、令和7年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和7年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和7年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、令和7年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、令和7年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和7年度東庄町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第21、報告第3号、債権放棄の報告についてを議題とします。

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第3号、債権放棄の報告について提案理由を申し上げます。

こちらは、令和7年3月17日に施行しました東庄町債権管理条例第7条の規定によりまして、令和6年度中に放棄をいたしました町の債権につきまして、同条例第8条の規定により報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、報告第3号、債権放棄の報告についてご説明いたします。

議案書の77ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり町の債権の管理の適正化及び効率化を図るため、東庄町債権管理条例を令和7年3月17日に施行いたしました。

この度の報告につきましては、東庄町債権管理条例第7条の規定により、令和6年度中に放棄しました町の債権について、同条例第8条の規定により報告するものでございます。

それでは、77ページの一覧表をご覧いただきたいと思います。

また、参考までに次の78、79ページに参照の条文を記載してございますので後ほど確認いただければと思います。

債権の種類は5種類ございます。うち一般会計に係る債権が4種類、水道事業会計に係る債権が1種類となります。

なお、債権の放棄日は全て令和7年3月31日となりますので、個々の読み上げは省略させていただきます。

最初の債権は、学校給食費負担金です。債権の件数は35件。債権の金額は87万3,000円。債権を放棄した事由は、消滅時効に係る時効期間の満了に伴い、同条例第7条第1号により債権放棄を行いました。

なお、当債権に係る消滅時効の期間は2年でございます。

次は、放課後児童クラブ保育料です。件数は1件。債権の金額は3,725円。債権放棄の事由は、債権者が所在不明であることにより、同条例第7条第2号により債権放棄を行いました。

次は、火葬業務委託料立替金です。件数は1件。債権の金額は18万300円。債権放棄の事由は、債務者が生活保護の適用を受けていることから、同条例第7条第4号により債権放棄を行いました。

次は、重度医療費返還金です。件数は1件。債権の金額は15万6,040円。債権放棄の事由は、債務者が生活保護の適用を受けていたことから、同条例第7条第4号により債権放棄を行いました。

次は、水道料金です。件数は10件。債権の金額は13万9,954円。債権放棄の事由は、消滅時効に係る時効期間の満了に伴い、同条例第7条第1号により債権放棄を行いました。

なお、当債権に係る消滅時効の期間は2年となっております。

以上、放棄した債権の合計件数は48件、合計金額は135万3,024円とな

ります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（板寺正範君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があれば、これを許します。

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

この表を見ますと、債権の放棄した日は一律でということで、令和7年3月31日になっていますが、この債権の発生日について、放棄した理由については時効だとかいろいろあるんですけれども、発生日が分かれば教えていただきたい。複数の債権がある場合には期間で結構ですので、何年何月何日から何日までということです結構ですので、その辺、分かれば教えていただければというふうに思います。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問でありますけれども、個々に違うところがありますので、1件ずつ申し上げさせていただきます。

まず、学校給食費ですけれども、債権の調定の年度分でお話し申し上げます。調定年度、平成16年度から平成29年度分となっております。

続いて、放課後児童クラブの保育料ですけれども、こちらは調定年度が令和5年度分となっております。

次の火葬業務の委託料立替金ですけれども、こちら調定年度は令和6年度分です。

続いて、重度医療費返還金につきましては、調定年度が平成30年度分です。

最後、水道料金につきましては、調定年度が令和4年度分となっております。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それでは、債権放棄なんですけれども、時効の場合、援用はどのような方法でやっているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問であります、今回の債権放棄につきましては、先程説明いたしましたこの債権放棄のための条例、東庄町債権管理条例を令和7年3月に施行しております。こちらに基づきまして処理をしておりますので、援用等については行っておりません。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。以上で報告第3号の報告を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

（午後 3時50分 散会）